

環境確保条例改正「中間のまとめ」のポイント（太陽光発電設備関連）

●太陽光発電設備の設置を求める対象や義務の考え方等を環境審議会が中間答申（令和4年5月24日）

●義務化の対象を一定の効果を得られる最小限の規模に絞り込んだ上で、

設置実態や地域特性等に即した義務量とするとともに、事業者の弾力的な対応を可能とする仕組みを検討

制度の対象

目標達成に向け、最小限の対象規模で一定の効果を得られるよう設定

✓分譲又は注文住宅を供給するハウスメーカー等の**事業者**

かつ

✓年間の都内供給延床面積の**合計2万㎡以上**

・個人（個別の建物ごと）への義務付けではなく、
一定規模以上の事業者が対象

※国の「住宅トップランナー制度」の対象
と概ね一致

➡ 都内大手住宅メーカー約50社が対象の見込み、都内年間着工4.5万件のうち半数程度に相当

義務の考え方

事業者単位で総量として設置義務量を課し、事業者が柔軟に義務履行ができる仕組み

✓事業者単位で**総量**として設定

（例）年間供給棟数×85%（設置可能率）×2kW/棟（義務量）

✓**区域ごと**に設置可能率を設定（島しょ地域は除外を検討）

✓初期費用を軽減する**リース等も義務履行の対象**

・設置住宅の裁量あり、柔軟に義務履行ができる仕組み

・日当たり確保、日影規制等の影響も考慮

・民間事業者が提供する**初期費用軽減策**の活用も認める

※設置可能率、義務量等は今後専門家で検討

その他

施策の履行を確実なものとする方策や、関係団体と連携した普及啓発等を実施

・国制度を参考とした合理的な制度運用、事業者の積極的な取組へのインセンティブ付与、不十分な取組への事業者名公表、パネルのリサイクル等についても検討

・関係団体等との連携、都民への分かりやすい普及啓発やサポートを実施

・補助施策を拡充し、義務化に向けて飛躍的な設置加速の道筋をつけていく



<新制度のイメージ>

<義務量達成のイメージ> (都内で年間に供給する住宅等の棟数が500棟の例)

事業者単位で総量として義務量を設定 (A事業者の例)

(例) $500\text{棟} \times 85\%(\text{設置可能率}) \times 2\text{kW/棟}(\text{義務量/棟}) = 850\text{kW} : \text{義務量}$



義務達成のイメージ (義務量が850kWの例)



4kWを100棟に設置 ⇒ 400kW

2kWを250棟に設置 ⇒ 500kW

設置不可150棟 ⇒ 0kW

合計設置容量

900kW > 850kW

供給する住宅全体で義務量を達成



日照不足等(義務量対象外)

✓ 建築主の意向も配慮可能

✓ 日照条件等を考慮

【区域ごとに応じた設置可能率を設定】

●義務量の算定では都内一律の設置可能率のほか、供給棟数を区域に区分して集計し、区域ごとに応じた設置可能率を乗じて適用することも検討

<太陽エネルギー利用の適合割合(実績) ※1>

| | | |
|----------|-------|-----|
| 都内平均 | | |
| 84.8% ※2 | | |
| 特別区平均 | 多摩平均 | 島しょ |
| 81.4% | 89.7% | ※2 |

※1 条件付き適を含む。
※2 島しょ部については現況調査を行っていない。

出典：東京都太陽光発電設備現況調査



<初期費用を軽減する手法>

Q 住宅購入者への負担が増すのでは？

⇒ 初期費用ゼロで設置できる手法も利用可能

- ・リース
- ・電力販売 (PPA)
- ・屋根貸し



(例: 電力販売)

令和4年度は太陽光発電設備に補助も実施(東京ゼロエミ住宅等)

【敷地内に初期費用ゼロで太陽光発電設備を設置できる手法例】

※この他の手法についても義務履行に活用できるよう検討

| | 所有者 | 内容 |
|------------------|---------------------------|---|
| リース | | <ul style="list-style-type: none"> ・発電された電気は住宅所有者が利用 ・リース料を住宅所有者に請求 |
| 電力販売 | 事業者の費用で太陽光発電を設置 (所有権は事業者) | <ul style="list-style-type: none"> ・発電された電気を住宅所有者に販売 ・住宅で使い切れない分は事業者が取得 |
| 屋根借り | | <ul style="list-style-type: none"> ・発電された電気は事業者が取得 ・屋根の賃料を住宅所有者に支払い |
| 施主所有による売電権の譲渡モデル | 事業者の費用で太陽光発電を設置 (所有権は建築主) | <ul style="list-style-type: none"> ・発電された電気は住宅所有者が利用 ・住宅で使い切れない分は事業者が取得 |

太陽光発電設備の設置による効果（※）

- ・ 毎月電気代（2人以上世帯の家庭）1万円程度
- ・ 標準的な戸建住宅に4kWを設置

月々7,700円 年間**92,400円**お得！

- ・ 設置費用 約92万円
→約10年で回収可能
- ・ 現在の補助金（40万円（10万円/kW））を活用した場合、**より短期間で回収可能**



（※）都の試算による

災害時の利用

- ・ 災害時には家電製品やスマホの利用も可能に



脱炭素への貢献



- ・ 4kW設置でスギ林約2,000㎡分のCO₂吸収量に相当

新たな制度に関連したよくあるご質問

Q 廃棄はどうすればいいの？

- ⇒ リサイクル施設は複数あり、リサイクルの手法は確立
- ⇒ 都と関係事業者による協議会を立ち上げ予定
（住宅用パネルのリユース・リサイクルルート構築の具体化）

Q 太陽光パネルの火災は水で消せないって本当？

- ⇒ 放水により消火できます（東京消防庁）



環境局ホームページでFAQを紹介（随時更新）

環境局ホームページ（太陽光ポータル）



https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/solar_portal/index.html

【主なコンテンツ】

- ✓ 太陽光発電の仕組み
- ✓ 安全・安心な導入
- ✓ 3R・適正処理
- ✓ ユーザーの声
- ✓ 制度改正に関する情報
- ✓ 導入による効果
- ✓ 維持・管理
- ✓ 東京都の助成事業
- ✓ よくあるご質問



<参考> 太陽光発電に関する支援策

東京ゼロエミ住宅導入促進事業

- ✓ 都が定めた「東京ゼロエミ住宅基準」を満たす住宅に、最大210万円補助
- ✓ 対象住宅に太陽光発電設備を設置する場合、上乗せして補助※1
- ✓ 不動産取得税を最大全額減免

断熱・太陽光住宅普及拡大事業

- ✓ 省エネルギーに優れ、災害にも強く、健康にも資する断熱・太陽光住宅の普及拡大を促進するため、高断熱窓・ドアへの改修や、蓄電池、V2H等に対して補助
- ✓ 併せて太陽光発電設備を設置する場合、上乗せして補助※1、2

※1 新築【3.6kW以下の場合】12万円/kW（上限36万円）、【3.6kWを超える場合】10万円/kW（50kW未満）

※2 既存【3.75kW以下の場合】15万円/kW（上限45万円）、【3.75kWを超える場合】12万円/kW（50kW未満）